



涌小通信

知内町立涌元小学校
～重点教育目標～
主体的・対話的に学び、
自らを磨き、高め合う子
平成30年6月29日発行

すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるように ～いじめの未然防止と早期発見・対応の取組の紹介～

いじめを根絶するためにH25年に「いじめ防止対策推進法」が策定されました。昨年度もお知らせいたしましたが、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるように、「涌元小学校いじめ防止基本方針」を策定し、全職員でいじめの根絶のために未然防止、早期発見・対応に努めております。以下に取組をご紹介します。家庭・地域のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

■文部科学省「いじめ防止対策推進法」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)

- いじめを法律で定義
- いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める

■道教委「北海道いじめ防止等に関する条例」の制定、「北海道いじめ防止基本方針」の策定

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimejoureikentouiinkai.htm>)

- いじめの防止等に関する基本的な考え方を規定
- 学校と家庭、道の責務及び地域の役割を規定

■「涌元小学校いじめ防止基本方針」(抜粋)

(<https://www.wakisho.club/blank-1>) ※涌元小Hpより

すべての子どもが安心して学校生活を送ることができるように、「涌元小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの根絶のための基本的な姿勢

いじめは「いつでも、どこにでも、誰にでも、起こりえること」と捉え、緊張感をもちながら、未然防止と早期発見・対応に努める。

(2) いじめの未然防止、早期発見・対応の取組

- いじめ根絶に向けて、全ての職員で、いじめの定義の再確認や研修会を実施して専門性を高める。
- 全教育活動を通して、いじめ根絶のための指導や特別活動(学級活動)や道徳の時間での、いじめの未然防止の指導やいじめについて考える学習を実施する。
- 年2回(6・11月)の「アンケート調査」の実施とアンケート後、**児童との教育相談の実施。**

(3) 組織の設置

- 複数の教職員が参加する「いじめ対策委員会」を設置する。
- 対策委員会を開催し、児童の情報を交流し、共通理解を図る。
- 関係機関との連携を図り、必要に応じて指導・助言を求める。



(4) いじめに対する措置

- いじめの事実を確認した場合、教育委員会へ報告。
- 被害児童への支援、保護者への情報提供。
- 加害児童に対する指導や支援の実施、保護者に対する助言の実施。

(5) いじめ重大事態への対応

- 「いじめ対策委員会」による調査の実施。
- 被害児童や保護者への事実関係等の情報を提供する。
- 校長を通して教育委員会に事実を報告する。

＝ いじめのない涌元小学校をつくります ＝

＜いじめアンケート調査(高学年用)＞

調査票1-1 小学校高学年用 ()年()組(男・女)

① あなたは、こし4月から今日まで、②のア〜カのようなことをされて、嫌な思いをしたことがありますか。
ア ある イ ない

② どんなことをされましたか。ア〜カの中からすべてを選び、○をつけてください。また、カを選んだ人は()にどんなことをされたか、内容を書いてください。
ア 仲間はずれや無視をされる
イ たたかれたり、けられたりする
ウ 持ち物をかくされたり、いたずらされたりする
エ 悪口をいわれる
オ 傷つく内容がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする
カ その他()

③ あなたは、②のことで、今も嫌な思いをしていますか。
ア している
イ していない

④ あなたは、嫌な思いをした時、だれに相談しますか。ア〜キの中からすべてを選び、○をつけてください。また、キを選んだ人は()に相談